

昭和二十二年通信省令第二十四号

昭和二十二年通信省令第二十四号（意匠が軍国主義、神道等の象徴に關係ある郵便切手及び郵便葉書使用禁止に關する省令）

左に掲げる郵便切手及び郵便葉書は、その意匠が軍国主義、神道等の象徴に關係があるので、昭和二十二年九月一日以後これを使用してはならない。

乃木將軍の意匠の二錢及び三錢郵便切手

盾と桜の意匠の三錢郵便切手

東郷元帥の意匠の四錢、五錢及び七錢郵便切手

富士と八紘基柱の意匠の四錢郵便切手

旭日と飛行機の意匠の五錢郵便切手

ガランピ灯台の意匠の六錢及び四十錢郵便切手

産業戦士と飛行機の意匠の六錢郵便切手

金剛山の意匠の七錢郵便切手

明治神宮の意匠の八錢郵便切手

東照宮の意匠の十錢郵便切手

地図と椰子の意匠の十錢郵便切手

敵国降伏の意匠の十錢郵便切手

飛行機と地図の意匠の十二錢郵便切手

春日神社の意匠の十四錢郵便切手

少年航空兵の意匠の十五錢郵便切手

靖国神社の意匠の十七錢、二十七錢及び一円郵便切手

嚴島の意匠の三十錢郵便切手

藤原鎌足の意匠の五円郵便切手

楠公銅像の意匠の通常葉書及び往復葉書

前項の郵便切手及び郵便葉書は、東京中央郵便局で、これを他の郵便切手又は郵便葉書と引き換えることができる。

前項の場合において、引換えをする双方の郵便切手又は郵便葉書の合計金額が符合しないときは、その端數額を現金で決済する。

附 則

この省令は、昭和二十二年八月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二十三年四月七日通信省令第九号）

この省令は、昭和二十三年五月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二十四年二月一日通信省令第七号）

この省令は、昭和二十四年三月一日から施行する。